

令和3年4月1日

利用団体及び学校 様

尼崎市立尼崎双星高等学校

校長 脇田 高史

尼崎市立尼崎双星高等学校における施設・設備の利用について

本校における対外試合・行事等での施設・設備の利用に際して、下記の内容を周知徹底の上ご利用頂きますようお願いいたします。

1 AED（自動体外式除細動器）の設置について

管理・教室棟2階エレベーター横と体育館・実習棟南館3階エレベーター横に設置しています。

2 校内駐車について

- (1) 校内は、10km/h以下で徐行してください。
- (2) 本校には、限られた駐車スペースしかありません。対外試合・行事運営上必要と認められ許可を受けた車両以外は、校外の周辺駐車場をご利用ください。
- (3) 駐車可能台数及び場所については、事前に本校にご確認ください。
- (4) 各団体・各学校において、本校の「対外試合・行事等一時的校地内駐車許可証」を作成配付の上、本校利用当日に許可車両は必ずフロント部に「対外試合・行事等一時的校地内駐車許可証」を掲示することを徹底してください。
- (5) 無許可の校内駐車が無いように、各団体・各学校で責任を持って事前に周知するとともに、当日の徹底をしてください。

3 利用後の片付けについて

利用施設・設備の点検・清掃・ゴミの持ち帰り等により教育環境を安全に美しく整えてください。

4 利用施設以外への立ち入り禁止について

利用施設以外には立ち入らないでください。

【校地内駐車に関する注意事項】 尼崎市立学校敷地内の駐車用空地の駐車許可等に関する要綱第18条より

- 1, 校地内駐車 of 許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により、校地内での自動車の通行時又や駐車時に学校の施設若しくは設備又は他の自動車若しくは自転車を汚損し、き損し、又は滅失させたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 2, 本校は、校地内駐車 of 許可を受けた者に、校地内での自動車の通行時又は駐車時に次のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責任を負わない。
 - ① 災害その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
 - ③ その他本校の責めに帰すべきでない事由により生じた損害